三六　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件　二八　63　八六〇

三七　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件　二八　63　八六三

三八　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二八　63　八六三

三九　最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件　二八　63　八六三

四〇　銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件　三〇　67　三二

四一　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件　三一　68　八四九

○金融庁、財務省

一　保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件の一部を改正する件　三一　68　八五五

○デジタル庁

三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　三一　68　八五七

○デジタル庁、総務省

六　平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件　七　45　一

七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三一　68　八五七

八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三一　68　八五八

○復興庁

一　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　一三　二

二　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令第二条第一号及び第二十九号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める復興庁が実施に関する計画を定める事業に関する告示　三一　68　八五八

○総務省

四七―一　時刻認証業務の認定に関する規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の認定に関する件　二　一

五〇　消防法第二十一条の四第二項の規定により検定対象機械器具等について型式承認をした件　二　二

五一　立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件を廃止する件　三　43　九

五二　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　三　43　九

五三　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　九　47　三

五四　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　九　47　五

五五　基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号の規定により総務大臣が告示する地域を定める件を廃止する件　一〇　48　五二

五六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一三　49　四〇

五七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一三　49　四一

五八　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　一三　49　四三

五九　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　一三　49　四四

六〇　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一三　49　四四

六一　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　一三　49　四四

六二　地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件　一五　四

六三　予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示　一六　52　二九